

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発 に関する基本方針の変更について

平成26年8月
国土交通省港湾局

基本方針とは

基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

①国の港湾行政の指針
(港湾法3条の2第1項)

②個別の港湾計画を定める際の指針
(港湾法3条の3第2項)

基本方針に定める事項(港湾法3条の2第2項)

I . 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

II . 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

III . 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

IV . 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

V . 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

VI . 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定

昭和49年 基本方針告示（I～III章構成） 港湾法改正を受けての初めての基本方針策定

：

平成14年 交通政策審議会答申 「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」

平成16年 基本方針告示（I～V章構成）

コンテナ貨物量等の見通しを平成22年目標から平成27年目標に修正

スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加

平成17年 交通政策審議会答申「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」

平成20年度 交通政策審議会答申「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」

平成20年 基本方針告示

基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加

平成23年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加

平成23年 基本方針告示（I～VI章構成）

国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加

平成24年 交通政策審議会防災部会答申「港湾における地震・津波対策のあり方」

平成25年 港湾法改正

平成26年 基本方針告示

開発保全航路（待避機能）、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会、特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画、に関する記述を追加

平成26年 港湾法改正

国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）

基本方針の変更の主な内容

背景

港湾法改正(平成26年7月1日施行)^{※1}

- 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資制度の創設

- 国際戦略港湾の埠頭近傍の倉庫に対する無利子貸付制度の拡充

- 民有護岸等に対する無利子貸付制度の創設

インフラ長寿命化基本計画等^{※2}の策定

- 戦略的な維持管理の推進

基本方針の変更内容

- 「基幹航路の維持・拡大による我が国の産業立地競争力の強化」等の政策目的
- 法改正の背景である「船会社同士の連携の進展」等の社会情勢変化
- 国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による全国的・国際的視点で取り組むべき課題への対応
- 港湾運営会社の財務基盤の強化を通じた設備投資の促進
- コンテナ貨物需要の創出に資するロジスティクス・ハブ機能の強化に向けた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積

- 従来の耐震強化岸壁に加え、燃油供給に供する民間係留施設のうち、耐震改良が必要な施設を大規模地震対策施設に位置付け
- 大規模地震対策施設に至る水域施設沿いの民有護岸等の改良の促進

- 港湾施設の更新等について、施設単位だけでなく各港湾単位において、その必要性、対策の内容や時期を検討する等、戦略的な維持管理・更新等の取り組み

※1 港湾法の一部を改正する法律(平成26年法律第33号)

※2 港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第31号)施行後に策定された「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月関係省庁連絡会議)及び「インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26年5月国土交通省)

港湾法の一部を改正する法律(平成26年法律第33号)の概要

【公布】平成26年5月1日

【施行】平成26年7月1日

背景

- コンテナ船の大型化、船会社同士のアライアンスの進展等による欧米基幹航路の寄港地絞り込み
- 近隣諸港に対する国際戦略港湾のコンテナ船寄港コストの面での劣後
- 手厚い優遇措置による釜山港近傍におけるロジスティクスハブ機能の強化
- 我が国への基幹航路寄港の著しい減少と、それに伴う我が国全体の産業立地競争力の低下

方向性

広域集貨や寄港コスト低減による我が国への基幹航路の寄港維持・拡大

背景

- 大規模地震発生時に民有護岸等が被災し、航路が閉塞することで、サプライチェーンが分断されるおそれ

法律の概要

国際戦略港湾の港湾運営会社への政府の出資

◆国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資制度の創設により…

➡ 国、港湾管理者、民間の協働体制構築により、広域集貨など全国的課題への対応

➡ 会社の財務基盤を強化し、コスト競争力を有するターミナル運営のための設備投資促進

国際戦略港湾の埠頭近傍の倉庫に対する無利子貸付制度の拡充

◆国際戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を備えた倉庫を無利子貸付制度の対象施設に追加することによる貨物の需要創出

民有護岸等に対する無利子貸付制度の創設

◆航路沿いの民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度の創設によるサプライチェーンの確保

我が国の産業立地競争力の強化

インフラ長寿命化基本計画等の概要

- インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において平成25年11月「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、それを受け、国土交通省において平成26年5月「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定。
- 維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図るとともに、社会構造の変化や新たなニーズに対応するべく、港湾単位において質的向上、用途変更、集約化、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

インフラ長寿命化基本計画

(平成25年11月策定)

目指すべき姿

- 安全で強靭なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
 - 維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれを賢く使うなど、戦略的な維持管理・更新等を行うことが重要
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
 - 社会構造の変化や新たなニーズへの対応として、質的向上、用途変更、集約化、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進
- メンテナンス産業の育成／○多様な施策・主体との連携

インフラ長寿命化計画等の策定

- インフラ長寿命化計画（行動計画）
 - 計画的な点検・修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性等）
- 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
 - 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等）

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)

(平成26年5月策定)

計画の範囲

- 対象：国交省が制度等を所管する全ての施設
- 期間：平成26～32年度

必要施策に係る取組の方向性（港湾関連記載抜粋）

1. 点検・診断/修繕・更新等

国等の所有者が策定する個別施設計画（維持管理計画及び港湾管理者と協働で策定する港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画）に基づき、公共の港湾施設を管理する港湾管理者等が実施する定期的な点検や所有者・管理者が実施する計画的な更新等をもって、港湾施設の機能不全を未然に防ぐとともに、トータルコストの縮減や平準化を図り、的確な老朽化対策を推進する。

2. 基準類の整備

3. 情報基盤の整備と活用
4. 個別施設計画の策定・推進
5. 新技術の開発・導入
6. 予算管理

個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の開発・導入により、費用の縮減と平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

7. 体制の構築

8. 法令等の整備

基本方針の変更のスケジュール（案）

答申・告示までの主な予定

平成26年 7月3日	交通政策審議会（諮問） 港湾分科会（付託）	(港湾法第3条の2第4項)
<u>8月6日</u>	<u>港湾分科会（審議）</u>	
	事前意見照会（省内、関係行政機関、港湾管理者） パブリックコメント	
11月	港湾分科会（審議） 交通政策審議会（答申）	(港湾法第3条の2第4項)
11～12月	関係行政機関の長への協議 港湾管理者への意見照会	(港湾法第3条の2第4項) (港湾法第3条の2第5項)
12月	基本方針変更告示	(港湾法第3条の2第6項)